

# 水道メーター交換のお知らせ

お客様が使用されている村の水道メーターは、水道の使用水量を正確に計量するため計量法に基づき一定期間（8年）での交換が義務づけられています。

そのため、有効期限を迎えるものは、下記のとおり交換を行います。

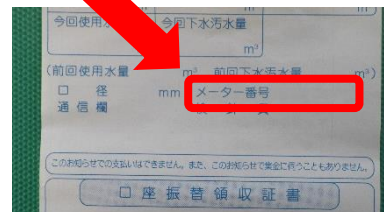
## 記

- 1 交換時期 2026年 4月13日頃から 5月下旬頃まで
- 2 交換対象メーター  
今年度はメーター番号が『18』で始まるものが交換対象です。

例 : 18-xx-xx



メーター番号は隔測機または水道メーターの蓋に刻印してあります。また、2か月に1度の検針時に配付する「水道使用量のお知らせ」にも記載されています。



- 3 交換作業者

交換作業は、片品村指定給水装置工事事業者の『利根衛生設備』が行います。

作業員がメーターのある場所まで敷地内に入らせていただき、細心の注意を払って行いますのでご承知おきください。

また、ご不在の場合でも交換させていただきます。

交換作業の支障にならないように事前にメーター周辺を整理していただくようご協力をお願いいたします。

- 4 交換費用について

村で新しい水道メーターに交換しますので、お客様の費用はかかりません。

ご不明な点がございましたら下記までお問い合わせください。